

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で適用期間として、現行の長期増分費用（以下「LRIC」という。）方式（第 4 次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 現行の接続料算定においては、平成 16 年 10 月 19 日付情報通信審議会答申「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」に基づき、平成 17 年度からの 5 年間で NTS (Non-Traffic Sensitive) コストを段階的に接続料原価から控除しているところであり、公衆電話機能及び PHS 基地局回線機能（以下「公衆電話機能等」という。）の接続料についても、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、NTS コストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところである。
- (3) 一方、平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に基づいて、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図るため、き線点 RT-GC 間伝送路費用相当額を実質的に補てん対象外とした。また、これにより当該費用を NTT 東西のみが負担することとなるため、NTT 東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を加入者交換機能の原価の一部に段階的に算入することが可能とされているところである。
- (4) 他方、き線点 RT-GC 間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、当該費用を二重に負担するおそれが生じている。

このことから、平成 20 年 1 月 29 日付情報通信審議会答申（以下「答申」という。）において、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 RT-GC 間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること」が要望された。
- (5) 今回の接続料規則等の一部改正では、(1) を踏まえて平成 21 年度接続料算定に用いる入力値を更新するとともに、(4) 記載の答申等を踏まえ、平成 21 年度以降の接続料の算定方法等について所要の規定整備を行うこととするものである。

Ⅱ 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

○ L R I C方式による平成 21 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

N T T東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料については、毎年度最新のデータを用いて L R I C方式で再計算することとされているため、平成 21 年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れ替えるものである。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正

○ 公衆電話機能等の接続料原価に加算されている、加入者交換機の接続料原価より付け替えられた N T Sコストのうち、き線点 R T－G C間伝送路費用を控除しなければならない規定の追加

【附則第 8 項から第 13 項関係】

- ① 公衆電話機能等の接続料原価については、N T Sコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところである。
- ② 他方、き線点 R T－G C間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、当該費用を公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、この接続料原価から控除されなければならないき線点 R T－G C間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うおそれが生じている。
- ③ このことから、答申において、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 R T－G C間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討することが適当」とされた。

■ 答申 [抜粋]

今回の接続料規則等の一部改正では、き線点 R T－G C間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及び P H S 基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点 R T－G C間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。

したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 R T－G C間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること。

- ④ 以上を踏まえ、公衆電話機能等の接続料原価に加算されている、加入者交換機の接続料原価より付け替えられたNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない規定を整備するものである。

